

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 20 年 5 月 9 日

株主各位

東京都港区浜松町一丁目 30 番 5 号
オ イ レ ス 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 栗 本 弘 嗣

平成 20 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 平成 20 年 10 月 1 日（水曜日）付で、次のとおり普通株式 1 株を 1.2 株に分割する。
 - (1) 分 割 に よ り
増 加 す る 株 式 数 普通株式 5,902,848 株
 - (2) 分 割 の 方 法 平成 20 年 9 月 30 日（火曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 1.2 株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
2. 発行可能株式総数の増加 平成 20 年 10 月 1 日（水曜日）付で当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 23,040,000 株増加し、138,240,000 株とする。
3. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

お知らせならびにご注意

1. (1) 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1 単位 (100 株) 未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
(2) 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成 20 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記帳されることになります。
(3) 株式の分割後の株券および所有株式に関するご案内は、平成 20 年 11 月 20 日にお届出のご住所にお送りする予定でございます。
(4) 平成 20 年 10 月 1 日（水曜日）以降になされた単元未満株式の買取請求については、その買取代金の支払いが平成 20 年 11 月 4 日（火曜日）以降となります。ただし、実質株主名簿に記載または記録された単元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払します。
2. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。
3. (1) 名義書換代理人 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
(2) 同事務取扱所 〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目 17 番 7 号
お 問 合 せ 先 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
(3) 同 取 次 所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
みずほインベスターズ証券株式会社
本店および全国各支店